

## 次世代育成支援対策法に基づく医療法人臼井会一般事業主行動計画

職員が仕事と子育ての両立しながらその能力を十分発揮するための環境整備を行うとともに、仕事と生活の調和された「ワークライフバランス」を目指し、職場環境の整備に努める。次のように行動計画を策定する。

1 期間：令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

### 2 計画内容

目標1：育児休業等の取得率を次の水準以上にする。

男性職員 計画期間中に1名以上が取得すること

女性職員 計画期間中の取得率を100%とする

#### 〈対策〉

- 毎年4月及び入職手続き時 面談等で対象者に制度の説明を行う
- 随時 安全衛生委員会にて各部署長への制度の周知を行う  
院内ネットワークにて全体への制度の周知を行う

目標2：子育て支援制度の説明及び周知を継続する。

#### 〈対策〉

- 毎年4月 新人オリエンテーション時に事業所内保育所の説明を実施する
- 産前産後休暇制度や育児休業、育児休業給付、社会保険料免除等の制度理解に努め、必要時は安全衛生委員会や院内ネットワークで配信する
- 子どもの看護の時間単位取得制度を継続する
- 出産時の特別休暇の制度継続、活用の促進、出産祝い金制度の継続
- 毎年4月 新人オリエンテーション時にハラスメント防止の説明を継続

目標3：所定外労働の削減と有給休暇取得の促進を図る

所定労働時間 前年比5%削減 有給休暇取得率5日/年

#### 〈対策〉

- 年1回の部署長面談を実施、適正な人員配置、組織の見直し等合理化を図ると同時に部署毎に課題を検討し帰宅しやすい職場環境を構築する
- 半年前から対象職員に年5日以上の年次有給休暇取得を呼びかけて計画的な取得を促進する